

# 京の森林文化を守り育てる支援事業検討委員会名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	所属・役職
高原 光	京都府立大学名誉教授
中村 治	大阪府立大学名誉教授
深町加津枝	京都大学大学院地球環境学堂 准教授
松谷 茂	京都府立植物園名誉園長
渡辺 弘之	京都大学名誉教授／NPO 法人社叢学会副理事長 【委員長】

## 京の森林文化を守り育てる支援事業検討委員会設置要領

### (目的)

第1条 豊かな森を育てる府民税を活用した京の森林文化を守り育てる支援事業〔豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱別表5（平成28年京都府告示第335号）〕を実施するにあたり、学術的な見地から事業選定や保全方針等について外部有識者の意見を聴取するため、「京の森林文化を守り育てる支援事業検討委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、森林に関する生態や保全、政策、文化的な背景等に関する専門的知識を有する者のうちから知事が指名する委員で構成する。

2 委員の任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

### (所掌事務)

第3条 委員は、京の森林文化を守り育てる支援事業に係る次の事項について意見を述べるものとする。

- (1) 事業候補地の選定に関する事項
- (2) 事業実施地域の整備・管理方針に関する事項
- (3) その他特に必要と認められる事項

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから知事が指名し、委員会の議事運営にあたる。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、知事が招集する。

2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見や説明を聴くことができる。

### (細則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附 則  
この要領は、平成29年7月20日から施行する。

附 則  
この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則  
この要領は、令和5年4月1日から施行する。